## 児童相談所虐待対応ダイヤル

**25** 1 8 9

虐待を受けていると思われる子どもに関する相談を24時間受け付けます

あらかわキッズ・マザーズコール24

**☎**0120(536)883

妊娠中の方や18歳未満のお子さんに関する相談を24時間受け付けます



診療時間 ▶ (月)~ 金)午後7時~午後10時 ※受け付けは、午後6時30分~午後9時30分

- ▶仕)午後5時~午後9時 ※受け付けは、午後4時45分~午後8時30分
- ▶旧・祝午前10時~午後1時、午後2時~午後9時 ※受け付けは、午前9時45分~午後8時30分まで

場所・問合せ 荒川区医師会館1階(西日暮里6-5-3) ☎(3893)1599 対 象 15歳未満の救急患者(急な発熱等)

### 休日診療当番医

※受診の際は、健康保険証を持参してください ※当番医は変更になる場合があります。確認のうえ、受診してください ※小さなお子さんは小児科を受診してください

【内科等】診療時間 ▶昼…午前10時~午後1時、午後2時~5時

▶夜…午後5時~午後9時 ※夜間の受け付けは、午後8時30分まで

小児科は、**荒川区医師会こどもクリ**ニック(**上記**)でも診療しています

| 期日       | 昼 夜 | 科目  | 医療機関名                | 所在地        | 電話         |
|----------|-----|-----|----------------------|------------|------------|
| 7月11日出   | 0   | 小   | 南千住こどもクリニック          | 南千住7-1-1   | (5615)2525 |
|          | 0   | 内   | まる福ホームクリニック          | 西尾久4-27-3  | (6807)9810 |
| 7月12日(日) | 0   | 内   | 茂澤メディカルクリニック         | 南千住3-4-1   | (3891)1951 |
|          | 00  | 整   | 荒川整形外科リハビリテーションクリニック | 荒川1-17-14  | (3807)1600 |
|          | 0   | 内   | 寺田クリニック              | 町屋3-23-14  | (3892)5725 |
|          | 00  | 内・小 | リーデンスタワークリニック        | 東日暮里5-16-3 | (5850)1661 |
| 7月18日(土) | 0   | 内   | ハートクリニック南千住          | 南千住7-1-1   | (5604)0810 |
|          | 0   | 小   | 鈴木こどもクリニック           | 西尾久3-21-5  | (5855)3030 |
| 7月19日(日) | 00  | 内   | 飯土用内科                | 荒川3-23-13  | (3891)5858 |
|          | 0   | 内・小 | 武田内科小児科クリニック         | 町屋8-7-2    | (3892)5324 |
|          | 0   | 整   | いなみ整形外科クリニック         | 東日暮里1-5-10 | (5850)5366 |
|          | 00  | 内   | ひぐらし整形外科内科           | 東日暮里5-34-1 | (5604)1236 |

診療科目 ▶内=内科 ▶小=小児科 ▶外=外科 ▶婦=婦人科 ▶整=整形外科 ※記載がない診療科目は、東京都医療機関案内サービスひまわりにお問い合わせください

#### 【歯科】午前9時~午後4時(電話受け付け)

| 期日       | 医療機関名    | 所在地      | 電話         |
|----------|----------|----------|------------|
| 7月12日(日) | よし歯科医院   | 荒川3-48-3 | (3801)5139 |
| 7月19日(日) | はやしべ歯科医院 | 荒川2-1-5  | (3807)7002 |

●荒川区歯科医師会

●東京都医療機関案内サービスひまわり<24時間> ●東京消防庁テレホンサービス<24時間>

**☎**(3805)6601 **☎**(5272)0303 **☎**(3212)2323

**☎**(3893)2331

| 【耳鼻咽喉科】午前9時~午後5時(診察時間) | 耳鼻咽喉科】 | 午前9時~午後5時 | (診察時間) |
|------------------------|--------|-----------|--------|
|------------------------|--------|-----------|--------|

| 期日       | 医療機関名   | 所在地       | 電話         |
|----------|---------|-----------|------------|
| 7月12日(日) | 池田耳鼻咽喉科 | 荒川3-12-16 | (3805)3387 |
| 7月19日(日) | 汐入耳鼻咽喉科 | 南千住8-4-5  | (3802)8733 |

日曜日柔道整復施術 [施術時間] ▶午前9時~午後1時 ▶午後3時~午後7時

| 期日       | 施術所名   | 所在地        | 電話         |
|----------|--------|------------|------------|
| 7月12日(日) | 整容館整骨院 | 西日暮里5-33-3 | (3805)0323 |
| 7月19日(日) | 髙見澤接骨院 | 西尾久5-7-25  | (3809)3730 |

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の**後期高齢者医療保険料額決定通知書** を**7月17日**金に送付します

#### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日出から使用する後期高齢者医療被保険者証(オレンジ色) は、7月中旬以降に簡易書留で送付します(カードサイズに変更)。 ※7月31日 金までは、現在の保険証(青竹色)を使用してください

#### 後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合を 3割から1割に変更できる場合があります

3割負担の方でも、世帯の収入合計額で申請により1割負担になる ことがあります。該当する方には6月下旬に申請書を送付しましたの で、同封のお知らせを確認のうえ、7月中に申請してください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の申請を

過去に後期高齢者医療制度の減額認定証の交付を受けた方で、令和 2年度も引き続き該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に送 付します。新たに申請する方や、長期入院(過去12か月に90日を超 える入院歴) に該当する方は、申請してください。

#### 限度額適用認定証の申請を

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員 の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により限度額 適用認定証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口に提示す ると、一部負担金の支払いが高額療養費自己負担額までとなります。 ※すでに交付を受けている方で、令和2年度も引き続き該当する方には、新しい 限度額適用認定証を7月下旬に送付します

#### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免

次のいずれかの要件を満たす方は申請により保険料が減免となります ので、7月20日側から申請してください。

- ▶新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、また は重篤な傷病を負った世帯の被保険者
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減 少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯の被保険者
- ・事業収入・給与収入・不動産収入等、収入の種類ごとに見た本年の 収入のいずれかの減少額(保険金等により補塡されるべき金額を控 除した額)が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である
- ・前年の所得の合計額が1000万円以下である
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の、前年の所得の合計額が 400万円以下である

# 確定申告期限の延長に よる影響について

新型コロナウイルス感染症拡 大防止の観点から、所得税の確 定申告期限が延長されたことに より、住民税課税所得等の決定 が遅れた場合、今回送付した保 険料額決定通知書の内容や、減 額認定証や限度額認定証の適用 区分が変更される場合がありま す。

#### 問合せ

▶申請・相談等

国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線2391

▶制度全般に関すること

東京都後期高齢者医療広域連合 お問合せセンター

**2**0570 (086) 519

※IP電話、PHSの方は

**☎**03 (3222) 4496∧ 

**HP**http://www.tokyo-ikiiki.net

# 黒川幼稚舎の園児から 笹飾りが贈られました

6月30日、黒川学園黒川幼稚舎の園児 たちが作った七夕の笹飾りが贈られ、区役 所1階玄関ホールに7月8日まで展示され ました。



# 新型コロナウイルス感染防<u>止</u> のため引き続きご注意を

感染予防には、日常生活の中での感染防止の基本を守ること が重要です。一人ひとりが責任ある行動をお願いします。

▶身体的距離の確保(2m程度) ▶マスクの着用 ▶手洗い

問合せ 保健予防課感染症予防係 ☎內線430

毎月1日・11日・21日 ※5月11日・8月11日・1月11日は休刊です

6万3800部発行

発行〉 荒川区

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

**☎**(3802)3111  $\mathbf{A}(3802)6262$  https://www.city.arakawa.tokyo.jp/

ヺ 荒川区ツイッター (@arakawakukoho □ Q)

**★** 荒川区フェイスブック https://www.facebook.com/city.arakawa

宝区 荒川区メールマガジンの登録は荒川区ホームページから(携帯電話は☑116arakawa@sg-m.jpに空メールを送信)



新聞未購読で、希望する方には、あらかわ区報を自宅に直接届けます。広報課広報係☎(3802)4957へ (荒川区ホームページからも申し込めます)

リサイクル適性A この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます 生紙を使用しています